

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

（昭和41.1.13）最近改正 平成23.8.30 法105号

1. 歴史的風土特別保存地区内における一定の行為の制限

(1) 古都

京都市、奈良市、鎌倉市、及び政令で更に天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村（注）、逗子市及び大津市が指定されています。

（注）明日香村

奈良県の明日香村においては、特別措置法により「第1種歴史的風土保存地区」及び「第2種歴史的風土保存地区」がこの歴史的風土特別保存地区に該当し、この場合、後者の第2種歴史的風土保存地区については許可基準が特別に設定されており、歴史的風土に積極的に適合する建築物等は、建築等が一定限度で認められています。

(2) 制限の内容（法第8条第1項）

歴史的風土特別保存地区（都市計画に定められた地区）内において、建築物の新築や宅地の造成等の行為をしようとする者は、原則として、府県知事の許可を受けなければなりません。

許可を受けなければならない行為として、次のとおり規定されています。

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ② 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ 土石の類の採取
- ⑤ 建築物その他の工作物の色彩の変更
- ⑥ 屋外広告物の表示又は掲出
- ⑦ 歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- ⑧ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

なお、この規制は厳しいものであるため、損失の補償規定（法第9条）、土地の買入れ措置（法第11条）等が用意されています。

【適用除外】

- イ 歴史的風土特別保存地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、改築又は増築
- ロ 一定の屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築など

2. 確認方法

歴史的風土特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、府県がその区域内にその都市計画を表示する標識を設置しなければならないことになっているので、その標識により確認できます。また、都市計画の図書を府県又は市町村の事務所において閲覧することができます。